

見守り 新鮮情報

訪問してきた業者から「**コンテナを購入**して**レンタル**すればもうかる」と熱心に勧められた。その際、「**元本**は必ず**戻る**」「家賃と同様にずっと**利子**のように入ると

言われ、合計

500万円ほどの契約をした。毎月2万円ほどコンテナ利用料の振り込みがあり、**さらに勧められた**ので、**追加で100万円**の契約をした。しかし、その後、**振り込みがなくなり**、業者に**電話**をしても**つながらない**。

(80歳代 女性)



レンタルオーナー契約 によるトラブルに注意

ひとこと助言

リスクを
理解しよう



見守るくん

- 商品を購入して所有者になり、それをレンタルし、レンタル料が支払われるという「レンタルオーナー契約」について、レンタル料が払われない、購入代金も戻らない、という相談が寄せられています。
- このようなケースでは、購入した商品も消費者に引き渡されず、レンタル業者の事業の実体や購入した商品の存在などを確認するのが難しいことがほとんどです。実体を確認できない場合は契約しないでください。事業者が経営破たんした際のリスクも十分理解しましょう。
- 「元本保証」「高配当」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- 不審に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。